



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社テクノスジャパン  
住所 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
代表者名 代表取締役 吉岡 隆  
(コード番号: 3666 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 小林 希与志  
(TEL. 03-3374-1212)

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット） の導入に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、関連する議案（以下「本議案」といいます。）を2022年6月24日開催予定の第28期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

今般、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績との連動性をより明確にすることにより、対象取締役に対して業績目標の達成及び当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役を対象として新たに本制度を導入するものです。

なお、本議案についてご承認いただいた場合には、既に付与済みのものを除き、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、新たに対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は発行しないことといたします。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、取締役の報酬等として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第26期定時株主総会において、年額200百万円以内、当該報酬枠とは別枠で当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権について年額75百万円以内とそれぞれご承認いただいておりますが、本株主総会では、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、一定期間（以下「評価期間」といいます。）における業績目標達成度に応じて当社株式を付与するものであり、評価期間終了後に新株式の発行又は自己株式の処分により当社株式を交付いたします。

本制度に基づく当社株式の発行又は処分は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要しないで行うものとし、本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社株式の総数は年間 80,000 株以内、その金額は年額 75 百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会において決定することといたします。

なお、当初の評価期間は 2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の 3 事業年度とする予定ですが、評価期間の開始後に選任された対象取締役についても取締役会の決定により対象取締役に含めることができることといたします。

## 3. 本制度における報酬等の内容

### (1) 本制度における報酬等の算定方法

本制度に基づき各対象取締役に交付される株式の数は、①対象取締役の役位等を踏まえて設定した基準交付株式数に、②取締役会で定める業績指標の目標達成度等を乗じて決定いたします。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間を踏まえ、合理的な調整を行うことといたします。

### (2) 対象取締役に対する株式交付の要件

当社は、対象取締役が次のいずれの要件も満たした場合に、対象取締役に対して当社株式を交付いたします。

- ① 評価期間中、継続して当社取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件

### (3) 評価期間中の退任等の取扱い

対象取締役が評価期間中に当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を喪失した場合において当社の取締役会が相当と認める場合には、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に定める数の当社株式を付与し、又は当該当社株式の付与に代えて当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものとします。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

### (5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上